



通 商 産 業 省

平成09-02-28資第90号

平成 9 年 9 月 1 1 日

原子力委員会委員長 殿

通 商 産 業 大 臣



東京電力株式会社福島第二原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

東京電力株式会社取締役社長 荒木 浩 から平成9年2月28日付け原管発官8第236号（平成9年8月14日付け原管発官9第181号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別 紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、1号、2号、3号及び4号炉に9×9燃料を取替燃料として採用するものである。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、1号、2号、3号及び4号炉に9×9燃料を取替燃料として採用するものである。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更は、工事を伴わず資金及び調達計画は必要としない。

お 知 ら せ

平成9年9月16日

原子力調査室

第62回原子力委員会定例会議

資料1-1 東京電力株式会社福島第二原子力発電所の原子炉の設置変更
(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(略)

の別添申請書「福島第二原子力発電所原子炉設置変更許可申請書」については、

資料多量のため省略いたします。

〈縮小版〉

福島第二原子力発電所
原子炉設置変更許可申請書

(1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更)

本文及び添付書類

平成9年2月
(平成9年8月一部補正)

東京電力株式会社